

平成 29 年 3 月 17 日

亀井委員

それでは、今後の待機児童対策に対する県の姿勢について何点かお伺いします。先日の当常任委員会でも 3 歳の壁について質疑させていただいたのですが、待機児童解消を求める声というのは大きいものですから、なおかつ共働き世代が増え続ける中で、待機児童解消は待ったなしの課題でもあり、県としても一層の取組を進める必要があると思いますので、引き続き、何点かお伺いします。先日、国が取り組んでいる待機児童数の調整、定義見直しについて、来年度からは適用せず、再来年度からにしようという話になっています。その理由は何ででしょうか。

次世代育成課長

国の方では、昨年 9 月に保育所等利用待機児童数調査に関する検討会というのを設置し、定義の見直し検討を進めてまいりました。この検討会においては、現在、待機児童数から除外されております保護者が育児休業中のケースにおいて、保育所が見つければ復職するという意思があることが確認できる場合については、待機児童数に含めるという方向で検討が進んでおります。当初、国の方では平成 29 年 4 月 1 日現在の調査から新たな定義を適用するとしており、その適用を 1 年先に延ばして、平成 30 年度とするとしております。その理由ですが、調査を行う市町村では、待機児童から除外される方の判断に当たり、保護者の復職の意思、家庭の状況などについて個別に連絡を取って調査をする必要がありますので、平成 29 年 4 月入所の選考の手続というの、既に多くの市町村で終えており、保護者の方に誤解を与えるといった混乱を避けるために、その適用を 1 年先に延ばしたと承知しております。

亀井委員

新聞紙上でいろいろなことが書かれているのですが、個別にしっかりと連絡を取る必要もあるということで、先延ばしもやむなしかということです。国の検討では、保護者が育児休業中の児童について、新たな定義が適用された場合、本県の待機児童数に変化があると思うのですが、育児休業中の児童のカウントの仕方というのは自治体任せというか、基礎自治体がどのような考え方を持っているかということですが、県内の自治体の考え方の割合を待機児童に含めるか、含めないかというのは、どのような割合になっているのか、育児休業中の児童を待機児童に含めるか、含めないかという割合です。どのような割合になっていますでしょうか。

次世代育成課長

この調査において育児休業中の者として除外されている数は、神奈川県においては昨年 4 月 1 日現在の数で申し上げますと、1,329 名となっております。この内訳としては、政令中核市の 4 市が 936 名でして、それ以外の県域の一般市町村が 393 市町村となっております。具体的な取扱いの運用については、今、委員からお話しにありましており、各市町村の判断でして、現実にもそういった聞き取りをして含めている市町村もありますし、含めていない市町村もあり

ますので、その詳細については各市町村ごとにばらばらな状態でもあります。具体的に県内市町村で一般市町村の 393 市町村のうち育児休業中のため、その待機児童から除外した児童がゼロとなっている市町村が 14 市町村という状況です。

亀井委員

次に、先日、国が目標としています来年度の待機児童数の解消が難しいとの報道もあったのですが、その具体的な内容と達成が困難になった理由を教えてください。

次世代育成課長

国の方では、待機児童解消を図るために、平成 25 年度に待機児童解消加速化プランというのを策定し、平成 29 年度までに全国で 50 万人分の受皿を確保して待機児童を解消するというので取組を進めてまいりました。待機児童解消加速化プランに基づき、全国的に保育所の整備が進んでおり、厚生労働省の発表によりますと、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年間で新たに 31 万 4,000 人余りの受皿の確保ができたと発表されております。

しかしながら、計画を上回る保育ニーズが拡大ということで、平成 29 年度までに当初の目的どおり解消することが困難になったものと承知しております。

亀井委員

あるデータによると、認可保育施設の方が申込者数を上回っているというデータもあって、それなのに、なぜ、待機児童が出るのだろうかというのは、少し疑問ですが、それはいかがでしょうか。

次世代育成課長

確かに厚生労働省の発表によりますと、これまで増えた認可保育所の定員が申込者数を増えています。全国の数字で言うと、確かに御指摘のとおり状態があります。国によりますと、マッチングの関係で都市部を中心として、そこに集中して待機児童が発生している。トータルすると定員の方が上回っている状況だということでもあります。

亀井委員

前回の質問でもさせていただいたのですが、待機児童は神奈川県内でも偏在しているのです。そして施設側も偏在していたりすると、例えば、幼稚園、そういった施設、保育園が少ないところの都市部で人数が増えてしまう、若しくはそれほど人数が増えないところでは、施設の入る許容人数を満たさない状態になって、ミスマッチが生じることもある。それは、いろいろな意味で偏在性が邪魔していると思うのですが、それでは、どうしたらよいかということも県としては考えていかなければいけないのですが、もう一度お答えください。

次世代育成課長

平成 27 年度から新制度が始まったわけですが、県の方は広域自治体として、計画の策定段階から複数市町村において、隣接する市町村の中で隣の市町村の保育所を利用するような形での確保といった調整にも取り組んできたところです。しかしながら、政令中核市を中心とする都市部の中でも多いところでは、なかなかそういった調整をしても、待機児童を解消することは難しいです。現に、県西部の市町村の中ではそういった広域利用というものにも既に取り組ん

でいるところです。

亀井委員

待機児童解消は、今、いろいろ県の政策でもそうですけれども、やはり子育て家庭のニーズを的確に把握することが必要だと思うのですが、県として、今後、どのように進めていきますでしょうか。

子ども企画担当課長

本県では、教育サービスの受給に関する計画を含む、かながわ子どもみらいプランを平成27年3月に策定しました。この計画は、平成27年度から31年度までの5年間の計画となっており、計画の中間年となります平成29年度に計画の見直しを実施することとしております。県の教育・保育サービスに係る受給計画は、市町村の受給計画を積み上げたものとなっております。需要の見込みについては、各市町村において、潜在的なニーズも含めた見込みとして策定しているところですが、今回の見直しに当たりましては、中間年の見直しということで、これまでの実績もあり、計画値とこれまでの実績値の乖離の分析などが必要になってくると考えております。県としては、市町村とこうした点の確認などもさせていただき、連携を図りながら適切にニーズを把握できるように努めていきたいと考えております。

亀井委員

そうしますと、各論として聞きたいのは、今、医療的ケアの必要な子供が保育所に入りたいというニーズがあるのです。例えば、たんの吸引など日常的に医療の介助が必要な子供について、地域での受入れ態勢が課題となっています。高度医療の発達で救われる命は増えた半面、退院後もこうしたケアが必要な未就学児が増加しているということで、今、少子化で子供の数が少なくなっているのですが、今のような医療的ケアが必要な障害を持った子供は増えているのです。こういう子供たちがAICUからGCUに移ってそこから家庭に帰ったときに、やはり保育園で学びたいという話になった場合、県としてどのように捉えてこのニーズを的確に捉えていこうと思っておりますでしょうか。

次世代育成課長

医療的ケアのケア児に対する受入れという中であっては、今年度も新規の事業を起こして、特に看護師、保育士の確保といったものにも取り組んでいるところです。今後、医療的ケア児のみならず、障害児、それ以外の子供たちについても、具体的にはそれぞれの支援は障害福祉課、医療分野の所管課でも個別の計画も持っております。今後の見直しに当たりましては、そういった個別計画との関係も含めて、数の方をしっかりと把握させていただきたいと考えております。

亀井委員

3歳の壁対策については、先日も質疑しましたが、国が新たに制度化した企業主導型の保育事業や、様々な工夫が必要です。今、次世代育成課長がおっしゃったことも含めて、各部局の連携が必要だと思いますが、この連携について次世代育成部長にもお聞きしたいのです。どのように具体的に取り組んでいけばよろしいと思いますでしょうか。

次世代育成部長

待機児童解消のためには、庁内の連携、各部局や関係課との連携は大変重要であると考えております。例えば、以前の例で申し上げますと、3歳の壁対策としては幼稚園の活用が重要ですので、私学振興課と次世代育成課は局内連携になりますが、連携して幼稚園団体と意見交換を行っております。

また、部局間連携の例としては、企業主導型保育事業について新たな制度ですので、どのようなものなのか教えてほしいといったお問い合わせを秦野商工会議所から頂きました。それを受けて産業労働局と連携し、県民局と産業労働局でその商工会議所の会員の企業向け説明会を実施したところです。人材育成の面からは、教育委員会との連携が必要になってまいります。具体には、教育委員会で行います教員向けの研修に幼保連携型認定こども園の従事者となります保育教諭を含めるといった調整を図ったり、あるいは幼保合同研修、幼稚園教諭と保育士の合同研修というものを連携して実施しております。こうした連携については、今後も強めてまいりたいと考えております。

亀井委員

先ほど次世代育成課長の方からもお答えいただきましたが、医療的ケアの必要な子供たちが保育所に入るときも連携が必要だと思います。次世代育成部長にお聞きしますが、具体的にどういった部局との連携が必要でしょうか。

次世代育成部長

医療的ケアについては、保健福祉局の医療を担当している部局、課と連携を図ってまいりたいと思います。このほかに、保健福祉局とは妊娠、出産期から子育て期までの切れ目ない支援を実施していくためにも連携は不可欠だと考えておりますので、引き続き、調整を図ってまいりたいと考えております。

亀井委員

最後に、県として待機児童をなくすためには、今、おっしゃっていただいたように、全庁一丸となって取り組んでいかなければいけません。県民局長にお尋ねしたいのは、待機児童対策全体を含めて、今後の姿勢について伺います。

県民局長

保育ニーズは、引き続き、拡大してきております。待機児童の解消を図っていくためには、受皿となります保育所の整備の定員増と、それに見合った形で保育士等の人材の確保が必要になってまいります。県では、保育所整備についての市町村への支援、地域限定保育士試験による人材確保、保育エキスパートといった取組を今後も進めてまいりますし、3歳の壁対策、医療的ケアが必要な子供に対する対策といった具体的な対策については、庁内の関係局等とも連携を図って、全庁一丸となって取組を進めてまいります。

また、待機児童解消に向けては、県と市町村がしっかり役割を果たして連携しながら取り組んでいくということが、非常に重要だと考えております。来年度、かながわ子どもみらいプランを見直すこととしておりますが、その中で市町村ごとに保育ニーズをしっかりと把握し、それを反映させて計画に基づいた対策を着実に進めていくことによって、待機児童解消を図ってまいりたいと考えております。いずれにしても、県として全庁一丸として取り組んでいくと

もに、市町村、国も含めて総力戦で取り組んでいかないと、なかなか解消に至らないといった課題ではないかと考えており、それぞれの役割分担の下で連携を図りながら、一刻も早い待機児童の解消に向けて、県としても全力で取り組んでまいります。

意見発表

亀井委員

公明党県議団として、本委員会に付託されました諸議案について意見、要望を述べます。

まず、県民局関係について申し上げます。3歳の壁の解消に向けた地域型保育事業連携対策緊急支援事業の実施について、地域型保育事業の卒園児の受皿となる連携施設を確保するため、保育所、認定こども園に加え、新たに幼稚園にも対象を拡大して支援することについてです。確かに、幼稚園等には様々な教育方針を掲げて子供の自立を促し、しつけの面でも優れた取組をされているところも多くあります。しかし、小規模とはいえ、やっとの思いで保育所を見付けて親の希望のかなった保育の場を確保したことで、3歳からそのような保育を望んでいる方が大多数と思います。よって、幼稚園への入園においても、今までの保育での質を落とさずに児童や親にとって納得のいく受皿となるよう、県にはしっかりと努力していただくことを要望します。

次に、社会的養護が必要な子供の自立支援についてです。児童養護施設、グループホーム、ファミリーホームや里親の割合がそれぞれ3分の1ずつの目標とすることとなっております。より家庭的な養育環境を目指し、今後、家庭養護の割合を少しでも増やせるよう要望します。

次に、スポーツ局関係について申し上げます。新たなスポーツ推進計画について、全体が人生80年を基に出来上がっている計画と思います。是非とも人生100歳時代にふさわしい計画と、その計画の実施となることを要望します。

3033運動についても、今まで以上の実施率を確実に確保することを目指し、取り組まれることを要望します。

次に、神奈川県カヌー協会役員による不適正経理処理についてです。神奈川県カヌー協会自体の監査については、経理担当に上げてくるまで1人で行っていたとのことですが、非常にリスクな体制であり、迅速に体制の変更を求めます。また、(公財)神奈川県体育協会から神奈川県カヌー協会の監査についても、より詳細な監査を行うことを要望します。

以上で、本常任委員会に付託されました諸議案に賛成の立場を表明し、意見発表とします。